

令和2年11月13日

スポーツ庁長官 室伏広治 殿

アスリートへの動画・写真による性的ハラスメント防止についての要望

公益財団法人 日本オリンピック委員会	会長 山下 泰裕
公益財団法人 日本スポーツ協会	会長 伊藤 雅俊
公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	会長 鳥原 光憲
一般社団法人 大学スポーツ協会	会長 鎌田 薫
公益財団法人 全国高等学校体育連盟	会長 岡田 正治
公益財団法人 日本中学校体育連盟	会長 三田村 裕

日頃よりスポーツ推進に関し特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

スポーツ基本法の前文にも記載があるとおり、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっております。また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとされています。

そのような誰しもが生涯にわたって楽しむことができるスポーツにおいて、競技者の盗撮、性的目的の写真・動画の悪用、悪質な SNS 投稿等の卑劣な行為が行われることにより、競技に集中することを妨げられるだけでなく、競技そのものを諦めざるを得ないという声があがっています。これは将来的なスポーツ推進はもちろん、教育的効果、健全な人格形成等、社会全体の発展に寄与すべきスポーツが、その役割を果たせなくなることにもつながりかねない事態であり、安心してスポーツに取り組むことができない環境になりかねないことに対し、強い危機感を抱いております。すべてのスポーツ愛好者が安心してスポーツに取り組める環境を守るために、スポーツ界全体でこの問題に取り組む所存ではありますが、撲滅に向けて貴殿の格別のご協力をいただきたく、下記のとおりお願い申し上げます。

記

1. 関係者間の情報交換の場の設置

本件は、競技会場等での盗撮行為に留まらず、報道目的で撮影された画像など、盗撮